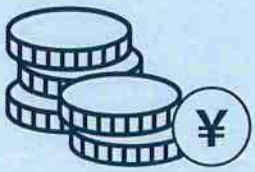
国民年金基金からの重要なお知らせ

令和8年12月分掛金から
掛金額の上限が引き上げられます。

令和7年12月24日に「国民年金基金令等の一部を改正する政令」（令和7年政令第442号）が公布され、国民年金基金の掛金において、令和8年12月分掛金（令和9年2月月初引落）より、上限額が月額**68,000円**から月額**75,000円**へ引き上げられます。個人型確定拠出年金（iDeCo）に加入されている方はiDeCoの掛金と合わせて上限額が月額**75,000円**となります。

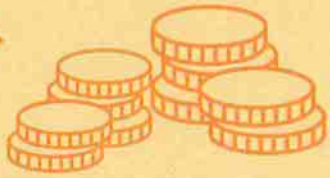
現行の月額68,000円から、令和8年(2026年)12月より月額75,000円へ。

現行(～2026年11月)
月額掛金
68,000円



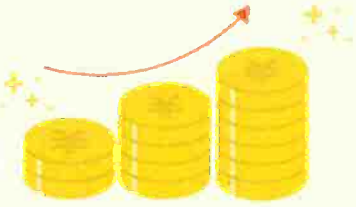
月額増額分
+7,000円

2026年12月以降
月額掛金
75,000円



掛金上限の引き上げで、将来への備えをさらに手厚く。

1 年金額をさらに上乗せ



2 増口の選択肢が広がる



これまで増口できなかった方も、増口のチャンスが広がります。

3 具体的なプランはご相談を



増口の可否や掛金額は、加入状況により異なります。

掛金上限額の引き上げにより、控除対象となる掛金枠も拡大されます。



国民年金基金の掛金は、**全額が社会保険料控除の対象**です。

生計を一にする親族の掛金を負担した場合も、社会保険料控除の対象となり、さらに所得税や住民税が軽減されます。

全国国民年金基金
0120-65-4192（フリーダイヤル）

香川支部
（担当地区：香川県、徳島県、高知県）

2026.10